

中国都市部における葬儀サービスと葬儀の再編
—寧波市における葬儀業、葬儀改革との関わりを事例として—

筑波大学人文社会科学研究科 歴史・人類学専攻 陳旻 (CHEN MIN)

【目次】

序章 研究の目的と方法	第3章 「よい儀礼」の構築と葬儀の再編
第1節 研究の動機	第1節 Y葬儀社と葬儀会館L
第2節 先行研究と研究の目的	(1) Y葬儀社
(1) 本論で用いる用語の定義	(2) 葬儀会館L
(2) 礼制、『朱子家礼』と標準化された儀式	第2節 儀式の2つ選択肢と「よい儀礼」の創出
(3) 中国の葬儀に関する研究の展開	(1) Y社の従業員による儀式の再編
(4) 市場化、葬儀改革とその研究	(2) 大殮儀式
第3節 研究方法と本論の構成	第3節 知識の葛藤と葬儀再編のゆくえ
(1) 研究の方法と論文の構成	(1) 「殯葬一条龍」と「殯葬礼儀人員」
(2) 調査の概況	(2) サービスの供給と葬儀の再編のゆくえ
第4節 調査地概要とその選定理由	
(1) 調査地選定の理由	第4章 死者の変換装置としての火葬の創出
(2) 寧波市とその沿革	第1節 寧波市殯儀館という場
第1章 伝統的な葬儀と葬儀改革の歴史的展開	第2節 飾られた遺体と火葬待合室でのパフォーマンス
第1節 故人から祖先へ	第3節 葬列、「香火」と死者の転換
—伝統的な死の対処—	
(1) 文献資料から見る寧波市の伝統的な葬儀	終章 結論
(2) 地域性、家族観念と故人を祖先にする儀式	第1節 総括
第2節 伝統的な葬儀をめぐる諸言説と新式葬儀の広がり	第2節 連続性、商品化と2つタイプの葬儀業者
第3節 全面的な葬儀改革と地域間の格差	第3節 今後の課題
第4節 寧波市における葬儀改革の展開	参考文献
第5節 寧波市の葬儀改革の現在	
第2章 寧波市都市部葬儀の現在と葬儀業	
第1節 2つの事例から見る都市部の葬儀の現在	
(1) A氏の家の場合	
(2) B氏の家の場合	
第2節 葬儀に関する業種とその利用	
第3節 葬儀業者と遺族の関わりから見る儀礼空間の創出	
第4節 葬儀に関わる知識とその習得	

【一、研究の目的】

本研究は、中国浙江省寧波市都市部の葬儀を事例とし、遺族と葬儀業、そして葬儀改革政策との関わりに注目することによって、能動的な文化実践という視座から今日の葬儀実践の動態を捉えるものである。

【二、先行研究】

用語の定義

- ・〈葬儀改革〉（中国語では「殯葬改革」と呼ばれる）

近代化を達成するため国家政府により 1956 年から続けられている一連の葬儀の改革である。具体的な内容は(1)迷信の廃止と葬儀の簡素化、(2)火葬の推進、(3)痩せ地での共同墓地の建設という 3 つの方向性から展開されてきた [田村 2006:160]。しかし、1950 年代に全面的な行政面の葬儀改革運動が始まる前にも、「伝統的な葬儀」を批判し、衛生的で経済的な葬送儀礼が推進されてきたという動向が 20 世紀初頭に遡ることができる [ホワイト 1994;田村 2014]。

⇒ 行政面だけでなく、「伝統的な葬儀」をめぐる言説の変遷も含めて、多面的に葬儀改革を捉えたい。

- ・〈葬儀業者〉（中国語「殯葬従業人員」）

その用語は頻繁に使用されるが、明確な定義がなされていない。葬儀業者のことを、調査地(浙江省寧波市)の人々は「師傅」と呼ぶ場合が多く、私営の葬儀業者を「殯葬一条龍」を呼ぶ^①。一方、大学で(特に湖南長沙民政技術学院) 葬儀サービスを専門に学んだ葬儀業者は私営の「殯葬礼儀公司」を成立し、「一条龍」と一線を画している。

⇒ 本稿の研究対象である葬儀業者は、葬儀サービスに専従する業者を指し、「殯葬一条龍」と称される地元の葬儀業者だけでなく、大学で葬儀を専門に学んだ「殯葬礼儀公司」の葬儀業者、そして市立の殯儀館で働いている従業員も含めて扱う。

(1) 「標準化」された「伝統的な葬儀」についての議論

中国史学者ワトソン (James L. Watson) による儀式の標準化についての研究：

国家官員の「正式な葬儀の定められた行為」の推進によって、明清時期において中国の一般庶民の葬儀には一定の構造が現れたことを指摘している [ワトソン 1994:29]。

⇒ワトソンが提示した葬儀の構造の画一性は実在するののかについて、これまで多くの議論を呼び起こしてきた ([Sutton2007] [Katz2007] [科、劉 2008] など)。

⇒以上の論争を踏まえ、本論では、各地域共通の「伝統的な葬儀」の分析枠組みや地域の独自の展開などを総合的に分析することで、寧波市の葬儀の過去を多面的に捉えていきたい。

(2) 中国の葬儀に関する研究の展開

- ・20 世紀初頭：歴史学、考古学による中国の葬制の起源と包括的な歴史展開を把握しようとするもの ([張 2013(1910)] [姜 1932、1937] [楊 2000] [呉 1998] [継 1941] [楊 1947] など) と冠婚葬祭の一

①「殯葬」は中国語で納棺から埋葬までの葬儀の段階を表現する用語であり、「一条龍」は仕事の各部分の一本化を意味する中国語である。すなわち、「殯葬一条龍」は埋葬までの葬儀サービスのすべてを請け負う葬儀業者である。調査地である寧波市都市部の「殯葬一条龍」とはほとんど地元出身の私営の葬儀業者で、葬具の店を経営しながら、数ヶ所の葬儀会館と連携して一連の葬儀サービスを提供している。一方、顧客と正式な契約を結ばないという点から、「殯葬一条龍」は価格の不透明さというマイナスな印象を与える。

部として葬儀を取り上げ、記述されたもの（〔陳 1934〕など）が蓄積されていた。

一方、人類学から中国東南部の宗族を研究する際、葬儀を親族関係研究の手がかりとして、機能論的な分析を行う研究が進んできた（〔林 2000a, 2000b〕〔許 2001〕など）。

・中華人民共和国が成立した(1949年)以降～1970年代末：葬儀についての研究が一時的に停滞、1980年代以降に再開

⇒何彬が指摘したように、1990年代以前の中国での葬儀制研究において、歴史学などの文献調査がなされていた一方で、民俗学的研究の蓄積がなされていなかった〔何 1995:16-17〕。

・1980年代後半から、実地調査が再び興隆する中、中国に紹介された欧米人類学、社会学の視点を取り入れ（〔ファン・ヘネップ 2012〕、〔マリノフスキー 1958〕、〔ブルデュー 2001〕など）、農村部を中心に、伝統的な村落社会という枠組みから葬儀の機能と家制度、死者観念などを考察する研究が蓄積されている（〔郭 1992〕、〔Peng 2008〕など）。

⇒地域社会の変容と葬儀の市場化に注目する研究も行われているが、都市部において、民俗学的な調査としてなされたものが少なかったと考えられる。

（3）中国都市部の葬儀についての研究の展開

都市部の葬儀についての研究と「伝統的な葬儀」に関する研究との間に大きなギャップが見られる。1950年代末から80年代にかけて、急進的に葬儀政策が推進されていた中、農村部が従来のやり方を継続している一方で、都市部において追悼会といった新式葬儀と火葬を組み合わせるのが主流である、と結論される研究が多かった（〔ホワイト 1994〕〔羅 2001〕など）。

⇒ただし、30年間ほどの間に急激な社会変化を遂げている。田村和彦の一連の研究が示唆するように、現在の都市部の葬儀について、葬儀業者、新たな葬儀施設及び変化していく葬儀政策に着目するという視点が不可欠ではないかと考える〔田村 2009, 2010a, 2010b, 2014, 2015〕。

（4）商品化されていく葬儀の研究視座

商品化されていく葬儀の研究視座について、本研究では日本の葬儀業の研究の視座を参考にしてみたい。日本の葬儀業の研究では、従来の葬儀研究において、商品化と産業化の波によって民俗が変質していくという見方を乗り越え、現代社会の葬儀という文化的実践を成立させる流通消費の関係を積極的な対象とするべきだと提言している（〔山田 2007〕〔田中 2017〕など）。

とくに、田中大介は葬儀業において「能動的に文化実践の様式を生産したり、そこに新たな意味を与えようとしたりする営みを描き出す」ことによって、葬儀に関わる人々の能動的な意味づけ、価値づけに着目するアプローチを提示している〔田中 2017:31〕。

ただし、中国においては、宗教信仰及び葬制は政府によって管理の対象とされているため、葬儀の産業化以外にも、葬儀と行政との関係も検討する必要があると考えられる。

⇒そこで、本稿では、田中の儀礼における人々の能動的な価値づけという視点を参考にして、遺族と葬儀業の多様なやり取りだけでなく、葬儀に関する政策と前者の関わりも含めて考察を行う。

（5）葬儀改革の展開とその捉え方

民俗と行政の関係は、「支配側と被支配側」という二項対立的な理解に陥ることがしばしば指摘されている（〔和田 2010〕など）。

長谷千代子は、「政府による一方的な改革の押し付け」という枠組みを乗り越えて、スピヴァクの「交

「交渉」概念を使って、中国共産党の改革に対して、民衆の実践は「受容」と「抵抗」の両極の間にそのどちらとも言い難い「中間の領域」が残ることを示し、政府と民俗の多様な交渉に着目する方向性を提示している。[長谷 2002 : 11]。

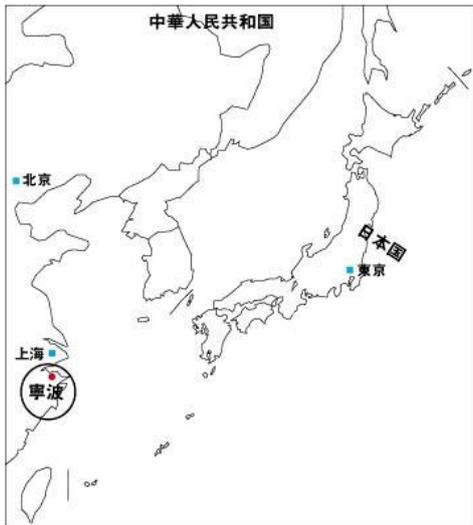
⇒本研究では、私営の葬儀会館と公的機関である殯儀館の両方で参与観察を行い、葬儀の全過程と葬儀業者の日常的業務を綿密に記述し、実践レベルの交渉を分析することを試みる。

↓ ↓ ↓

研究課題

以上の手法を踏まえ、本論では遺族と葬儀業、そして葬儀政策との関わりから、今日の葬儀の維持・受容・再編のプロセスに着目し、能動的な文化実践という視座から現在の中国都市部の葬儀の動態について解明することを試みた。

【三、調査地選定の理由】



寧波市の位置

(長岡京市ホームページより転載)

<<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000276.html>> (2021/04/23 確認)

【寧波市選定の理由】

①中国沿岸部都市の典型で、2001 年から全面火葬を施行しており、葬儀改革の先進都市の手本として紹介されている [範 2004:693]。

⇒都市化が進んでいる中での葬儀実態を観察することが可能

②北京、上海などの中国の中心都市における葬儀に目を向ける研究がなされているが ([何 2006] など)、地方都市における葬儀についてはまだ未解明な部分が多い。

⇒地元の「伝統的な葬儀」のやり方と「文明葬儀」が混在し、再編の方向を模索しているプロセスを観察できると思われる。

【寧波市殯儀館と Y 葬儀社選定の理由】

①政策による空間の制約、都市部の家の様態の変化などによって、家から離れた葬儀ホールで葬儀を行うことが常態になっている。そのため、葬儀ホールでの集中的調査が求められると考える。

②遺族及び葬儀の進行を邪魔しないように葬儀の調査を行うため、施設の従業員として葬儀で参与観察をすることが適切だと判断される。

⇒本論が依拠する主な事例情報は、2019 年 8 月から 9 月にかけて浙江省寧波市の市立殯儀館、2020 年 8 月から 9 月までの間に浙江省寧波市の私営の葬儀社である Y 社でのフィールドワークによるものである。

【四、伝統的な葬儀と葬儀改革の歴史的展開】(第 1 章に相当)

(1) 寧波市における「伝統的な葬儀」の構造

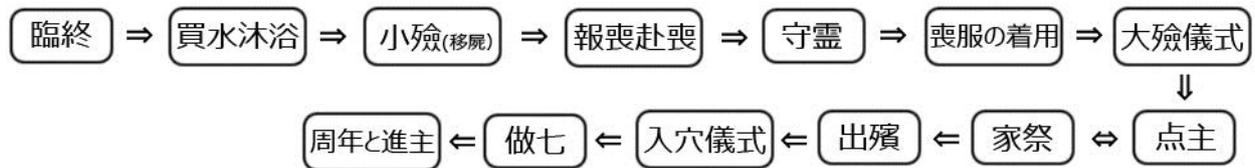


図 1 文字資料からみる寧波市における「伝統的な葬儀」の構造

(『鄞県通志』、『浙江風俗簡志』、『甬俗喪礼俗記』、『甬上風物』より筆者作成 [陳ほか 2006; 浙江民俗学会 1986; 賀 1975; 汪 2009a、2009b、2009c、2009d、2009e、2009f、2009g、2009h、2009i、2010])

地方誌資料と聞き取り資料などを比較することで、大体一致している寧波市の「伝統的な葬儀」の構造がうかがえる。要約してみると、寧波市の「伝統的な葬儀」は、①臨終、②買水沐浴(紙銭を燃やして、または川に銅貨を入れてから水を取り、故人を沐浴する)、③小殮(遺体を霊堂に移す)、④報喪赴喪(訃音を受けた親友たちが葬儀に参列する)、⑤守霊(霊堂に遺体を3日に安置する)、⑥喪服の着用、⑥大殮儀式(納棺儀式)、⑦点主と家祭(位牌をつくる儀式と故人を家の祖先として祭祀する儀式)、⑧出殯(出棺する)、⑨入穴(埋葬儀式)、⑩做七(四十九日まで7日ごとに故人への祭祀儀式)、⑪周年と進主(3周年まで毎年の忌日に供養儀式を行い、3周年の日に位牌を祠堂に入れる)の基本的な構造に従って行われている。

異なる段階の葬儀の表現から見れば、故人と生者は段々に変わりゆく。大殮儀式の前の儀式に、儀礼の表現として遺族から故人へ供物を捧げることがほとんどであるが、大殮儀式の後の儀式において、故人を家共同体の中に位置づけ、生者との互恵的な関係が求められることを意味すると考えられる。大殮儀式、点主、家祭、進主などの儀式を通して、故人が段階的に子孫を加護する家の祖先に転換していく。

ワトソンによる標準化された葬儀のすべての要素は寧波市の葬儀の記述に見られる [ワトソン 1994:26 - 28]。また、『朱子家礼』における中国明清時代の葬儀モデルの手順にも寧波市の葬儀の基本的な構造と極めて相似している。

⇒ワトソンが指摘している文化の標準化が作用していると言えよう。

⇒親族関係の遠近によって祭祀行為、喪服が規定され、父系血縁性を重視する「伝統中国」^②の家族秩序に基づいて祭祀を行うことがうかがえる。

(2) 伝統的な葬儀をめぐる諸言説と新式葬儀の広がり

20世紀初から伝統批判の言説が形成され、「伝統的な葬儀」もまた、改造の対象とされた。それと同時に、現代国家に合致する追悼会、遺体告別儀式(両者の手順は相似している)という新式葬儀が登場し、「伝統的な葬儀」には「封建迷信」などのイメージが絡み合っていたことに対し、新式葬儀は脱宗教的、「文明的」な儀式と見なされてきている。(参考資料 1 民国時期初期に現れた葬儀の対立構造)

②ここでは川口幸大の「伝統中国」の言葉を借りた。川口が整理した「伝統中国」とはアメリカの中国史研究の「後期帝政期中国」にほぼ相当するが、絶対的な時代区分ではなく、中国の明清代(1368年～1912年)を中心に、葬儀などの文化の様式が民衆レベルまで浸透し、そのかたちをとどめていた時代を指すということになる [川口 2013:45]。

1950年代から70年代にかけて、葬儀の改革が都市部を中心に、「単位」^③という新たな組織によって展開されたとともに、火葬場や病院などの施設も主に都市部に導入された。その時期、追悼会といった脱宗教的な儀式は死者の「人民」への功績を顕彰するための儀式として、都市部を中心に一般層に広まっていった。(参考資料2 追悼会の一般的な手順)

(3) 宗教信仰への管理と文化資源化の推進

1980年代初頭以降、改革開放政策によって、「伝統文化」、宗教に対する抑圧は緩和された。行政面においては、宗教や「伝統文化」は管理の対象とされ、「封建迷信」は排除の対象とされているが、実践レベルにおいてはどのようなものを「封建迷信」のカテゴリーに含むのかは曖昧である[陳 2015:161-163]。

とくに、2000年以降の無形文化財の保護に関する運動によって、「伝統文化」に対する再評価は進んでいる。これも、「伝統的な葬儀」を洗練させることによって、「社会主義精神文明」という中国政府の価値観に合致する「優秀な伝統文化」として作り直す可能性を示している[李 2017:68]。

(4) 寧波市における葬儀改革の展開

○民国時期(1912-1949) 公衆衛生上の課題として遺体の処置及び共同墓地の用地に関心を寄せた

○1954年-2001年 地方政府による葬儀改革の3つ方向：

- ①火葬の推進(参考資料3 1954-2000年の寧波市火葬率の変遷)
- ②共同墓地の用地管理
- ③葬儀の簡素化の推進

・1980年代中期から、都市部では火葬が義務化され、2001年になると、全市域で火葬が実施された。

○2001年~ 今現在の葬儀政策は主に2つの方面から展開されている。

- ①社会公益増進のために、無料の基礎的葬儀サービス(例えば火葬の無料化)を提供する
- ②土地資源の活用のために、芝生墓地の建設、共同墓地の整理とエコロジーな葬法(樹木葬、海葬)を推進する

【五、寧波市都市部葬儀の現在と葬儀業】(第2章概要)

事例

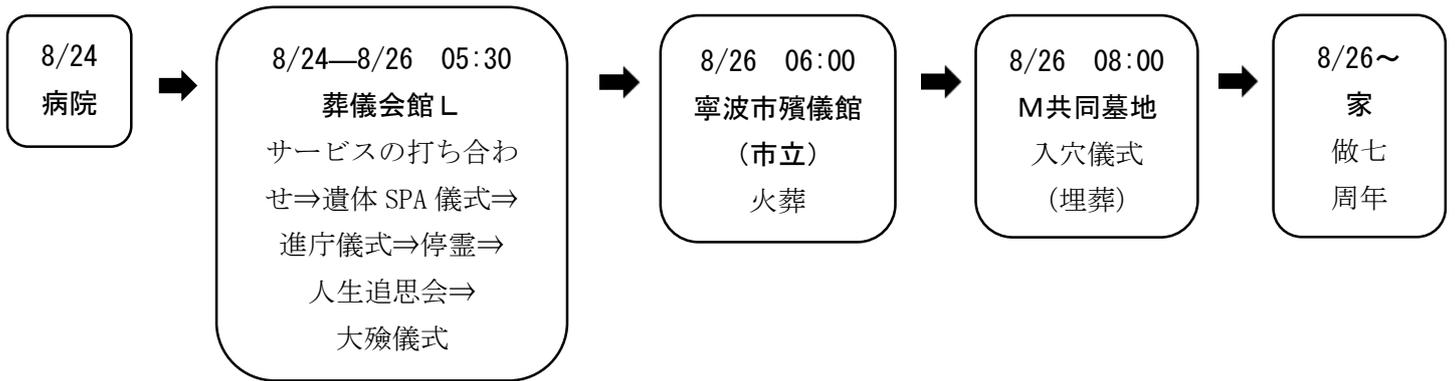
●A氏(男性、1930年代生まれ、2人の息子いる)の葬儀



・A氏の長男は知り合いから「殯葬一条龍」の連絡先を教えてもらい、事前相談をし、地元出身の葬儀業者「殯葬一条龍」に葬儀のすべてを請け負わせた。

③社会主義計画経済期における中国の都市部においては、住民は「単位」と呼ばれる国営企業で働き、「単位」が配布した住宅に住み、その「単位」の商店、学校、病院などの施設を利用し、日常的な生活を送っていた。

●B氏（女性、1930年代生まれ、2人の息子、1人の娘いる）の葬儀



・B氏の甥（B氏の弟の息子）は1年前Y葬儀社（「Y殯儀礼儀公司」と称される）に依頼し、葬儀を行っていたため、Y葬儀社(以下Y社)にB氏の葬儀を依頼した（参考資料4 B氏の葬儀の出費一覧）。

A氏・B氏の事例からわかるとおり、今の寧波市都市部の葬儀は「葬儀業者を選択→故人を葬儀ホールへ運搬→葬儀業者との打ち合わせ→遺体の沐浴→3日間に及ぶホールでの遺体安置→殯儀館での火葬→埋葬」という流れで展開されることが多い。

⇒「伝統的な葬儀」と比べ、基本的な構造は相似しているが、出殯（出棺）は追放され、大殯儀式と入穴儀式の間に火葬が組み入れられる。故人の清め^④は現在、「尊体沐浴間」と言われる部屋で遺族たちに見せる形で業者の手で行われる。B氏の場合には、遺体を清めた後、遺体を安置する「進庁儀式」といった儀式が行われる。これは「伝統的な葬儀」において、「小殯」に相当する儀式である。

⇒A氏とB氏の葬儀では、「霊堂」と称される会場の賃貸と布置、儀式の司会担当などの役務の提供から、殯儀館と貸切バス会社の連絡などの葬儀周辺部の手続き代行まで、すべての業務を葬儀業者が担っている。

(1) 葬儀に関する業種とその利用

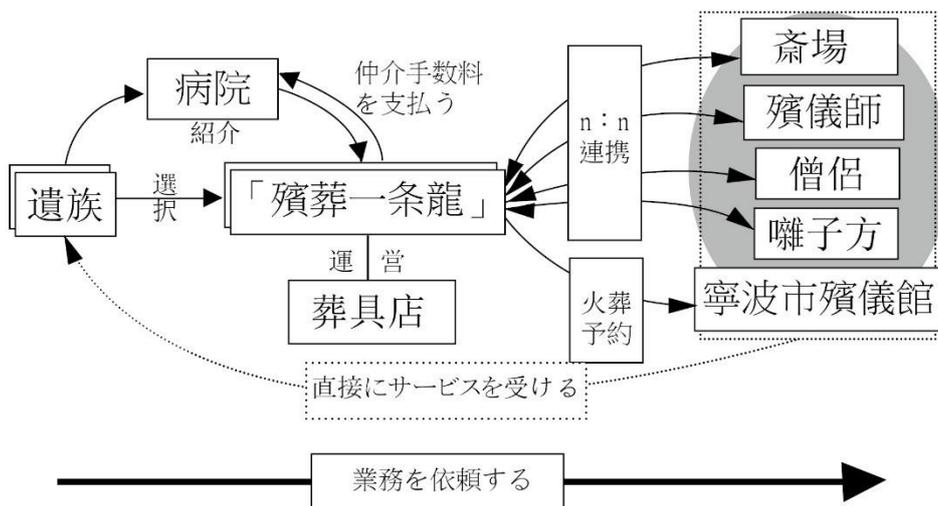


図2 遺族、「殯葬一条龙」と関連業者の関係図

(田中大介による日本の「消費者—葬儀社—関連業者の経路」図に参照 [田中 2017:89])

④B氏の遺体 SPA 儀式は専門学校の「遺体沐浴」の授業から学んだ技術に基づいて、日本現代の葬儀社の湯灌の作法を参考にし、新たに創出される儀式である。

- ・寧波市の「殯葬一条龙」は、部分的な葬儀サービスを提供することから、1990 年代中後期から徐々に一連の葬儀の実施を請け負う「一条龙」へ推移していると考えられる。「殯葬一条龙」の構成員は、それ以前には、殯儀師あるいは打楽隊として農村部の葬儀で活躍していた者、葬具の製造と販売に携わっていた者などのそれぞれの立場で葬儀に関与していた。
- ・図 2 で示した関連業者と「殯葬一条龙」の「n:n 連携」関係とは、業務を効率的に進めるため、双方とも複数の相手の業者と関係を維持していることを指す。
- ・故人が亡くなってから、「殯葬一条龙」は空きのある斎場を確定し、殯儀館の火葬を予約する。遺族と具体的なサービスを打ち合わせてから、連携している殯儀師、僧侶と囃子方に連絡し、業務を委託する。

Y 葬儀社の役割

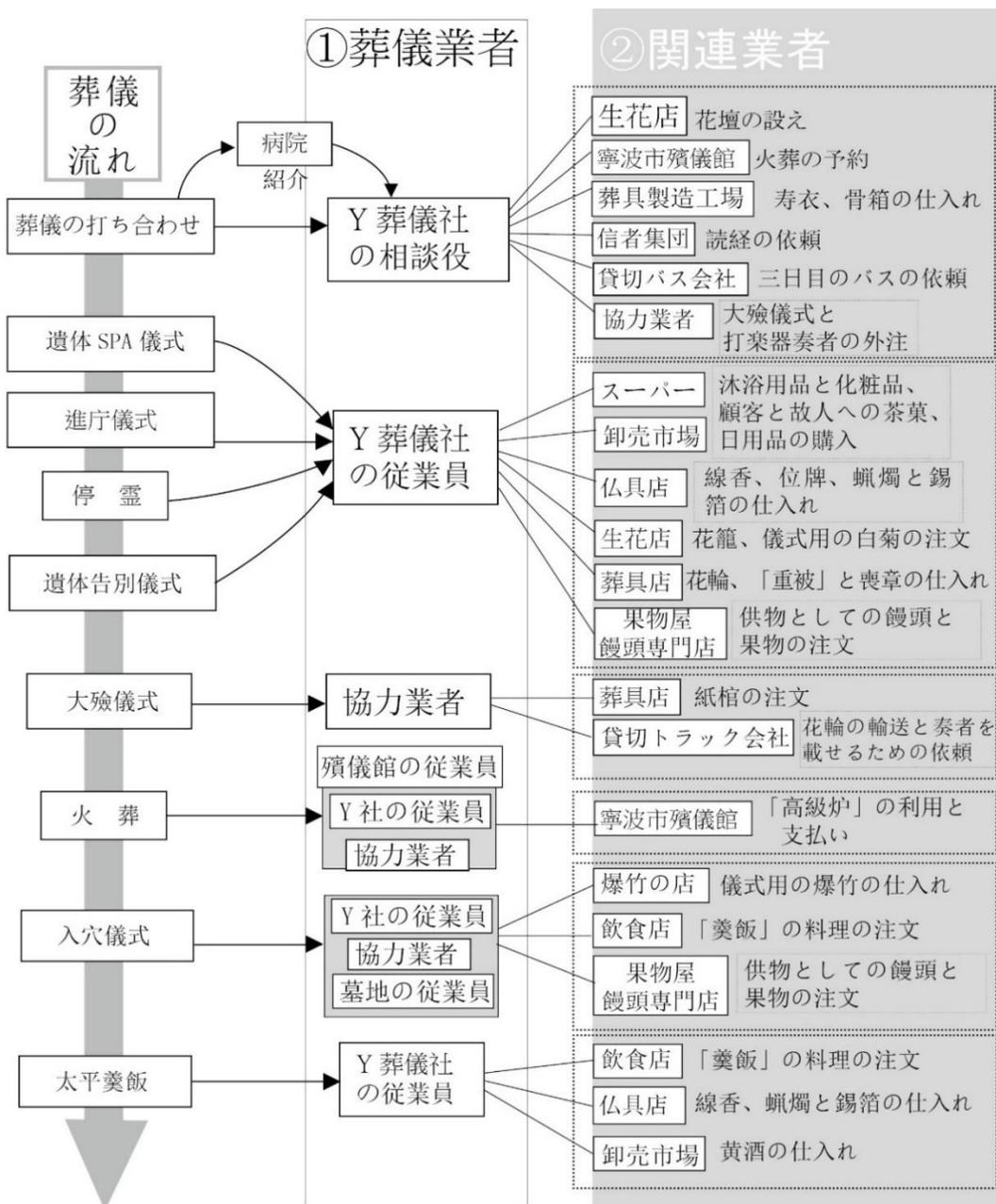


図 3 Y 社の葬儀サービスに関わる葬儀業者と関連業者

- ・Y社は従業員の「専門性」を求めため、新入した契約の職員と正式の職員はほとんど教育機関で全日制の葬儀教育を受けている。
- ・①は直接に遺族と交渉する葬儀業者で、②は遺族が察知しない関連業者である。「殯葬一条龙」の経路において、関連業者のサービスを遺族に直接に渡すのに対して、Y社を利用する遺族は一般的に②のことを知らずに葬儀サービスを受けている。

⇒田中大介による日本の葬儀業のネットワークと照らしながら、寧波市の私営葬儀業者がいかに葬儀案件を完遂させるのかというプロセスを図式化すれば、「殯葬一条龙」と「葬儀礼儀公司」の間には、いくつかの共通点と相違点を見出すことができる。まず、両者の共通点として、両者ともに葬儀に関する業者のうちで中心的な調整役としての役割を果たしており、葬儀案件の全責任を負っているという点が挙げられる。

⇒一方「殯葬一条龙」は各部分のサービスの売買を仲介する役割を分担しているのに対して、「殯葬礼儀公司」は葬儀全体を統合する役割を果たしている。

(2) 儀礼空間の創出

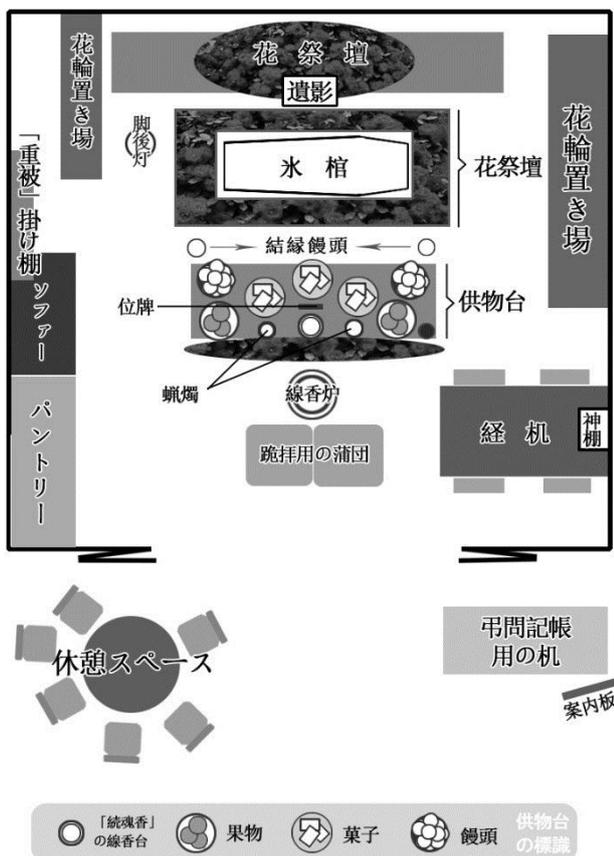


図4(左) B氏の「霊堂」の設置の見取り図

写真1(右上) 花祭壇が一部撤去したホール 2020年9月3日筆者撮影

写真2(右下) 遺影が撤去したB氏の遺影の花祭壇 2020年8月27日筆者撮影

⇒葬儀改革によって葬列は都市部から追放され、現在の都市部においては「霊堂」と呼ばれる式場の布置には、葬列の代わりに死の表象を演出する役割を求められている。

⇒「霊堂」という儀礼空間においては、遺影と遺体、位牌を置く供物台、故人への捧げ物の置き場が一般的な取り合わせである。遺体（氷棺）は中心的な死の表象であると考えられる。筆者の調査（24件）において、遺影はシンボリックなものとして重要視され、儀式後に家の供物台に置くのに対して、位牌は四十九日に焼くケースが多い。

遺族の要望に応じて、基本的な空間配置についても柔軟に調整することができる。

（3）葬儀に関わる知識とその習得

遺族にとって、「寧波市の葬礼」という統一のイメージに集約されるが、ここに内包されるのは 2 つの知識と技能の体系である^⑤。寧波市の葬儀業者は、地元出身の葬儀業者（例えば「殯葬一条龍」）と葬儀を専門に学んだ業者（Y 社の従業員、寧波市殯儀館の従業員）の 2 種類に大別され、互いに強い対抗意識を持っている。前者が私営の業者内の高い割合を占めていることに対して、後者は近年徐々に増えてきた種類である。

- ・「殯葬一条龍」などの地元出身の葬儀業者は豊富な地域知識を持っており、このような知識を遺族に伝えるときに、慣習の文化的な拘束力がまだ作用しているとも言える。これらの葬儀業者の知識習得のプロセスは、実際の葬儀を良いモデルとしてそこに自分の気付きを重ね、模倣によってそれらの知識を身体に刻み込み、それらの知識を主体的に用いるようになる過程を経ている。一方、彼らによる「伝統的な葬儀」の要素への解釈および遺族のフィードバックへの反応からも、そこには慣習の枠では捉えきれない部分があることがわかる。
- ・大学あるいは専門学校で葬儀を専門に学んだ業者は、地元業者の「専門性」に対してマイナス評価を下しがちである。葬儀を専門に学んだ業者たちは、「殯葬礼儀人員」^⑥としての職業的アイデンティティを持っており、彼らにとって知識の「専門性」とは、「文明治喪」^⑦という葬儀改革の目標に合致する科学的な儀式への推進、遺族・故人に対する敬意及び悲しみを払う身体技法の習熟、遺族の需要を理解する儀式内容の臨機応変な調整のこれら 3 点から表現されるものである。

⇒そこで、現在の都市部の葬儀は一見定型的に繰り返しているが、葬儀業者の手で正統性と真正性を象徴する伝統様式の葬儀と科学性を掲げる「文明治喪」という 2 つの方向へ儀礼の再編が続いていることが指摘される。

⑤「殯葬一条龍」は基本的に地方政府に届出のない個人事業主である。統計的な分析が困難であっても、寧波市殯儀館の火葬サービスの利用者のデータから、現在の寧波市都市部の葬儀の大多数には私営の葬儀業者が関与していることが推測できる。

⑥王夫子は長沙民政職業技術学院の殯葬礼儀教育の教科書において、「資格にかなう殯葬礼儀人員は、葬儀の専門知識を持ちながら、①遺体を重んじる、②遺族の感情に対して思いやりがある、③弔客の需要を理解するという 3 点の職業意識を高めることが必須となる」と指摘している [王 2013:29-30]。

⑦「文明治喪」とは「文明的」に葬儀を行うことである。「文明的」という言葉は 20 世紀初頭に近代国家の形成過程で編成された「封建迷信的」と相対の関係にある概念である [田村 2014:175]。葬儀政策によれば、「文明治喪」は「封建迷信」の要素を取り除いて、葬儀の簡素化を推進することである。ただし、Y 社の従業員によれば、遺族たちにとって、完全に簡素化された儀式は「寧波市の懐かしい風情が損なわれる（中国語：這樣就没寧波市老底子的味道了）」と不評であった。また現在、風俗習慣の一部は「優秀な伝統文化」に転換させることが可能であり、専門職業教育を受けた葬儀業者にとって、「文明治喪」とは地方慣習を葬儀から全面的に排除することではなく、遺族の需要に応じて、儀式の「真正性」を高めるため、新たな意味を与えながら、儀式に組み入れることが可能である。例えば「脚後灯」は「伝統的な葬儀」において、故人へ「冥界への道を照らす」と意味しているが、葬儀業者は「進庁儀式」において、この要素を援用し、霊的世界の解釈を忌避しつつ、「近親者に新たな人生の道路を照らし出す」こととして意味づける。

【六、「よい儀礼」の構築と葬儀の再編—Y社の葬儀サービスを対象に—】(第三章概要)

Y社は中国の中心都市にある葬儀社の分社で、2017年3月に老人ホームに葬儀会館Lを設置し、葬儀全体を統括したサービス提供を本格的に展開していく(参考資料5 葬儀会館Lの間取り図)。

葬儀会館Lの従業員の大半は殯葬礼儀専門の卒業生で、筆者の調査時点(2020年9月)では、Y社において寧波市地元出身の従業員はいなかった。

- ・受注する葬儀案件を完遂させるため、多くの関連業者が現場に頻繁に出入りし、葬儀会館Lの作業を行っている(生花業者、読経の信者集団、地元出身の協力業者など)。
- ・納棺儀式において、Y社は2つの選択肢を提供する。1つ目は地元出身の協力業者が司会を担当する大殯儀式で、もう1つ目はY葬儀社自身が賄う「礼儀入殯」である。しかしながら、ほとんどの遺族は大殯儀式を選んでいる^⑧。

⇒Y葬儀社では、Y社自社の葬儀サービス専門出身の従業員には一部の儀式の司会(遺体SPA儀式、進庁儀式、遺体告別儀式、礼儀入殯など)の司会を担当させる一方で、遺族の要望に応じて「伝統的な儀式」(大殯儀式、入穴儀式)は地元出身の葬儀業者に委託しなければならない。

(1) Y社の従業員による儀式の再編

事例 礼儀入殯

Y社の「礼儀入殯」とは、政府によって推進された脱宗教の新式葬儀に基づき再編成された儀式であり、追悼会、遺体告別儀式のモデルと相似している。Y社自身も「礼儀入殯」のほか、別途、遺体告別儀式(顧客によって人生告別会、追思会とも称される)のサービスを提供している(参考資料7 Y社による遺体告別儀式の再編)。遺体告別儀式モデルとは、1950年代以降、都市部の公的機関を中心に推進されていたものである。儀式を主催するかどうか決定するのは、故人の職場の「治喪委員会」であり、儀式において主役は遺族ではなかった。故人の職場での人間関係を重んじ、弔辞も故人の社会への貢献をめぐって述べられた。

今現在、Y社が提供している「礼儀入殯」とは家族中心で行う小規模の儀式であり、儀式の簡素化が求められる。Y社の従業員は「礼儀入殯」を遺族に紹介する際には、大殯儀式と比較し、礼儀入殯の簡素性と科学性を唱える。「礼儀入殯」の一般的な流れは以下の通りである。

- ①司会はY社の代表者として、故人の一生を簡単に顧みて、故人へ弔辞を捧げ、故人への敬意及び遺族への慰めを表現するため、故人と遺族へ向かってお辞儀をする。
- ②故人への贈り物の名簿を読み上げる。
- ③全体が故人に対して1分間の黙祷を捧げる。
- ④図5の②が示したように、遺族の代表者が参列者へ向かって弔辞を捧げる。
- ⑤そして、司会の指示によって、すべての参列者が遺体へ向かって3回お辞儀をする。
- ⑥図5の③が示したように、すべての遺族が血縁関係の遠近順によって行列をつくり、「氷棺」と供物台の周りを1回回って、遺体を拝見し、故人に別れを告げる。

^⑧2020年8月の葬儀取扱(合計42件)の情報から見れば、「礼儀入殯」を選んだ世帯は4件だけで、全体の10%未満であった。Y社は嘗て自社の従業員に大殯儀式の司会を担当させ、葬儀を行っていたが、標準語で大殯儀式を行うことは遺族にとって受け入れづらかったため、「殯儀一条龍」であったG氏とそのグループを協力業者として招き入れ、彼らに大殯儀式を行わせるという形で現在に至った。

⑦儀式の終了を告げ、図 5 の④が示したように、遺族の代表者が司会と一緒に遺体を「氷棺」から火葬用の紙棺に移す。

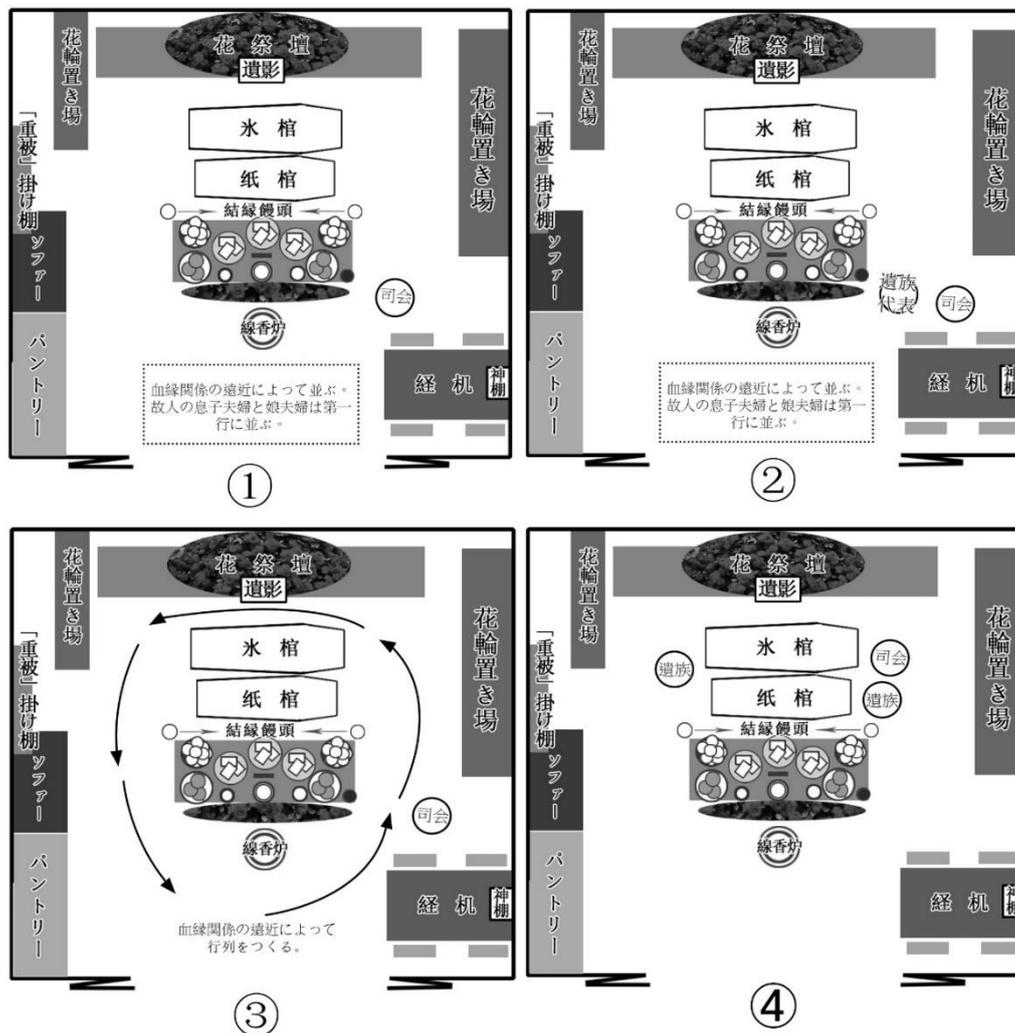


図 5 「礼儀入殮」儀式参列者の立ち位置の見取り図

⇒国家は故人の公的顕彰をするため、遺体告別儀式を推進してきたが、今日の遺体告別儀式は顧客の多様な需要に応じて、儀式の流れと空間配置も柔軟に調整できる儀式となっている。Y社の「礼儀入殮」サービスは、遺体告別儀式の儀式の意味とは正反対に、身内の者だけで静かに、そしてゆっくりと故人を見送る儀式に意味づけられている。一方で、その再編において、故人への哀悼を表す身体的技法及び儀式における故人と生者の関係の再構築の方向について、80年代の遺体告別儀式の文脈を受け継いでいる点もある。

● C氏（1960年代生まれ、火葬してから葬儀を行う）

C氏は地元の有名な学校の校長であり、遺族は2日目に骨灰箱を中心に人生告别会のような儀式を行ってほしいとY社の従業員に伝えた。Y社の従業員は、儀式の流れについて、遺族たちと詳細な打ち合わせを行った。遺体に関する部分及び故人へ花を捧げる部分を取り除いた以外に、最後に故人に対して冥福を祈る部分を増やした。この台本をC氏の遺族に見せてから、遺族は「弔意を表したいと

願う者がいれば、1人ずつ簡単に話す部分があればと思います」と従業員に述べ、儀式の流れ、細部（司会の式辞、立ち位置と音楽）について2度の調整を行った。

「礼儀入殮」、C氏の事例を参考にし、Y社の従業員による葬儀の再編成のプロセスを図式化すれば、図6のようになるであろう。

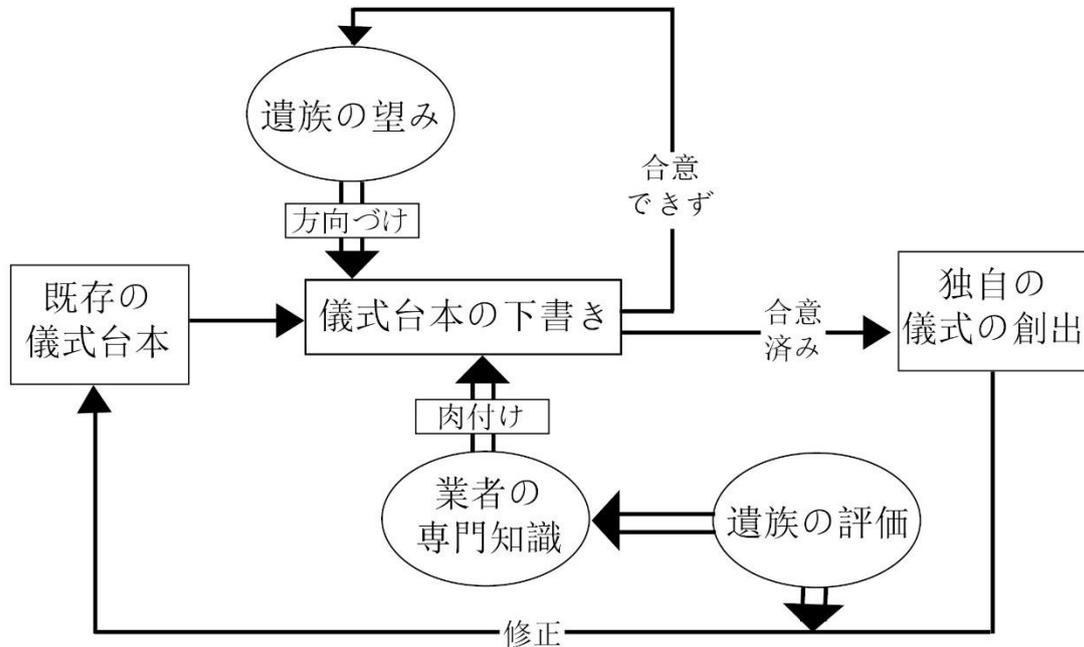


図6 Y社の従業員による儀式の再編のプロセス

「既存の儀式台本」はその都度葬儀の実践によって修正されるものである。毎回の葬儀ごとにおいては、「既存の儀式台本」に基づいて、遺族が儀式の再編を方向づけ、「殯葬礼儀人員」が遺族との合意に達するまで台本の下書きのやり直しを繰り返す。事後に、遺族による儀式への評価も儀式台本の再生産に影響を及ぼし、ある程度業者の専門知識の方向性を規定する。

また、Y社が用意した弔辞と式辞から見れば、故人の肉体は永遠に逝くが、その人格や精神は存続していることを強調し、故人を現世に位置づけ、無宗教の儀式を推進する傾向をうかがうことができる。

⇒遺族の故人に対する近親追憶を表現し、生者の死別の悲しみを癒す「よい葬儀」を図ろうとしている。

(2) 地元の業者による大殯儀式

今の寧波市都市部の遺族たちにとっては、朝に大殯儀式を行い、火葬をし、そして骨箱を埋葬することは、地元の習俗として内面化されている。

Y社の大殯儀式を始める前に、「伝統的な葬儀」において小殯儀式の前の「買水沐浴」（象徴的に水を汲み、遺体を清める）も大殯儀式に組み入れている。遺族から「昔の慣習」や「形式張った儀式」などの要望から見れば、現在の1件の葬儀案件に組み入れられる大殯儀式は、葬儀の真正性を構築する演出である。その再編は、地元の葬儀業者が自身の知識の権威と正統性を示すため、「伝統的な葬儀」に関する地域慣習を組み合わせて、1つの儀式に組み入れる過程である。

・大殯儀式の構造は以下の通りである。

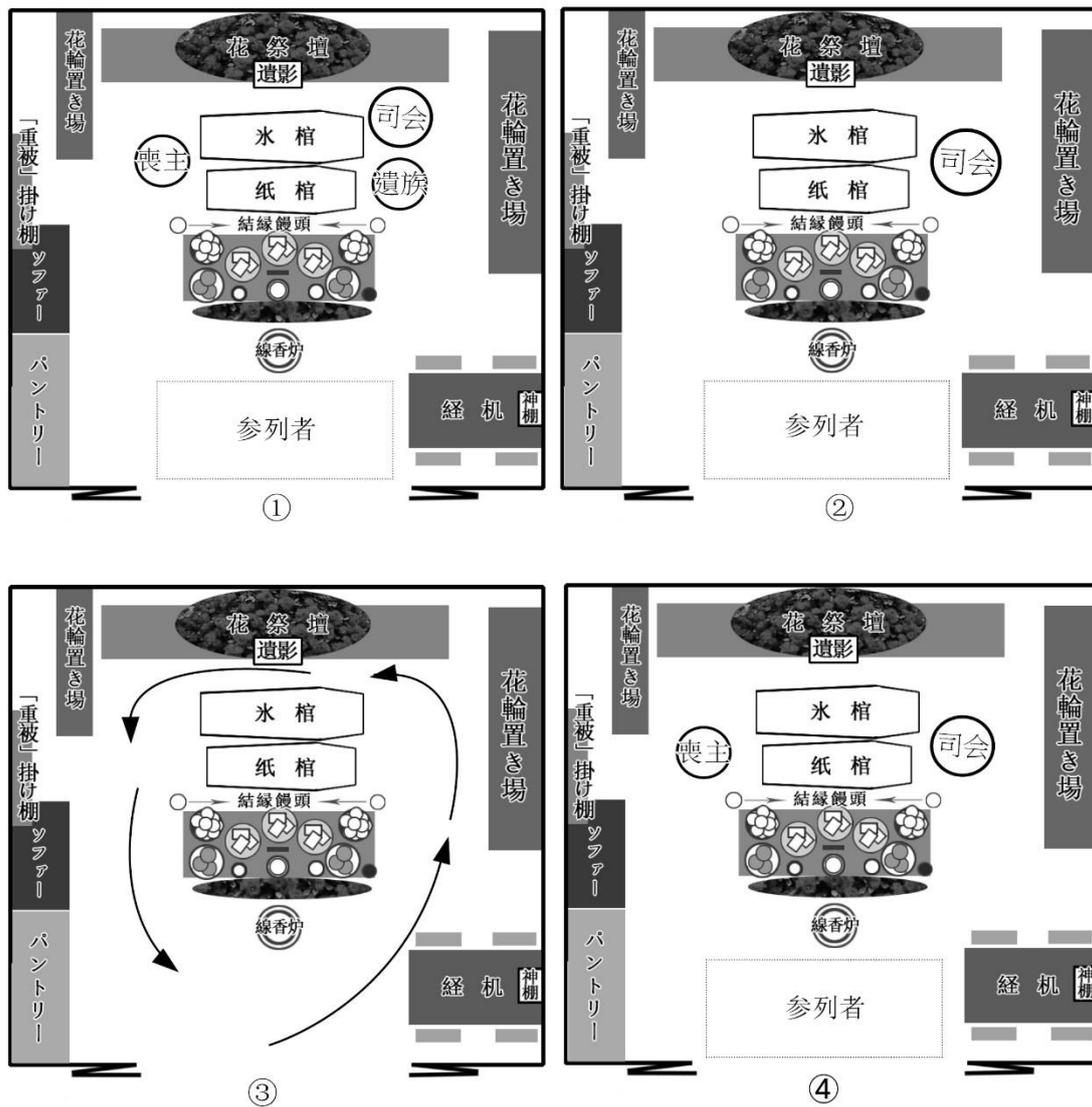
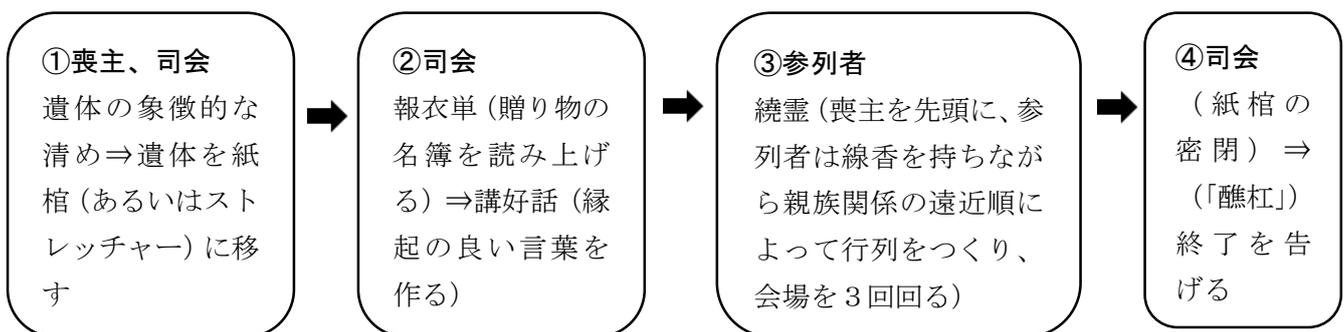


図7 大殮儀式の参列者の立ち位置の見取り図



今日の大殮儀式は2つの部分に分けられる。儀式の前半は故人の遺体の清め、入棺と「報衣単」を行い、それは他界に逝く故人へ供物を捧げる部分である。そして、「講好話」において、「子孫代々栄えてゆく」のような縁起のいい言葉を繰り返すことによって、故人を祖先に転換させ、遺族と故人との新たな互恵的関係の結びつきを表現する。

文献資料に見る「伝統的な葬儀」の大殮儀式は、概して「入棺⇒『報衣単』⇒棺の密閉⇒棺への祭祀」というプロセスで進められ、納棺をめぐる祭祀行為に重んじ、棺を通して物理的に故人と生者を

隔てて、「生者からの死者の切り離し」を表現する祭祀行為（例えば、棺の蓋を釘付けること、密閉するとき女性に泣くこと）がよく見られる。

⇒「伝統的な葬儀」である大殮儀式は、一連の葬儀のうち、故人へ別れを告げる儀式と位置づけられる。

・今の葬儀は「伝統的な葬儀」の形で行われるが、土葬に関するもの、そして紙製の供物（特に大きな供物）を燃やすことを忌避しつつ、寧波市の方言で縁起のいい言葉をつくることによって「伝統的な葬儀」との連続性を築いている。

⇒意図的に「迷信」を避けて、現代社会に容認される「よい葬儀」を作り直そうとしている。

・遺体の密閉納棺は中心となる儀式行為ではないとされている。その代わりに、司会者と参列者にとつての儀式のクライマックスは、「報衣単」と「講好話」（あるいは「醮杠」）のめでたい言葉をつくる部分である。

（＊「講好話」には定められたテキストはなく、常に場ごとによって異なる文をつくって語った。そのうち、よく用いられる表現は、寧波市の方言の「子孫発達（子孫繁栄）」を祈願することであり、ほかにその場の参列者とその反応に応じて子孫繁栄に関する内容が即興的に付加される。）

⇒地元出身の葬儀業者によれば、「講好話」（あるいは「醮杠」）の演出は、自分の葬儀に関する知識と技術の専門性によって構築される場であり、その場に合わせた機転で縁起のいい言葉をつくることで、遺族からよい反響を得て、儀式を盛り上げることが肝心であるとされる。地元出身の葬儀業者は、葬儀執行の経験を重ね、重複なく長い言葉を作ることによって自身に正統性が与えられ、権威ある殯儀師として認められるようになる。

（3）知識の葛藤と葬儀再編のゆくえ

・地元出身の葬儀業者と殯儀を専門に学んだ従業員の異なる知識体系によって、葬儀サービスについて齟齬が生じることは頻繁に起こった。

Y社の現段階における葬儀サービスは、故人が亡くなってから二日目に遺族の意思に応じて、故人を追憶し、その趣味・身分・人格を顕彰するため「人生追思会」（あるいは遺体告別儀式）を行い、三日目に大殮儀式を行うことは少なくない。地元出身の葬儀業者と双方が協同して活動し、一連の葬儀をつくりだし、互いに葬儀を遂行するため不可欠な役割を果たしている。このように、地元出身の葬儀業者と殯儀を専門に学んだ従業員は、競争関係だけでなく、互いに複雑な感情を持ちつつ、相手の知識をある程度吸収できる仲間同士でもある。

⇒遺族の葬儀サービスの利用は、受け継がれる風俗習慣という枠内では捉えきれないものである。一方、遺族は葬儀改革がもたらした「文明治喪」の理念をそのままに受容し、儀式を行うわけでもない。遺族らは重層の対人関係に応じて、能動的に葬儀サービスに関与し、ある程度葬儀業者による儀式再編の方向性を規定しているとも言える。

【七、死者の変換装置としての火葬の創出—寧波市殯儀館を対象として—】（第四章概要）

（1）寧波市殯儀館とは

・寧波市殯儀館は民政局に付属する事業単位^⑨、都市部の故人を主たる対象にしている。

^⑨中国の事業単位とは、一般的に政府が主導し、社会公益の実現のために経済的な利益追求を行わない社会

⇒筆者の調査によれば、「ろうそくと線香をつける」こと、「位牌を拝む」こと、「紙銭を燃やす」ことなどの「伝統的な葬儀」の祭祀行為は、今現在の寧波市殯儀館という公的機関においても、衛生環境に影響を及ぼさない限り、「迷信」と定めるかどうか判断を避ける形で、依然として継続されている。

⇒寧波市殯儀館において、火葬をめぐって「伝統的な葬儀」の要素を用い、儀式的行為の再編が可能である。

- ・寧波市の地元葬儀業者によれば、朝に「入穴儀式」と言われる埋葬儀式を行うことで、家族は昇っている朝日のように興る説がある。

⇒夜明け前に大殯儀式を行い、その後に寧波市殯儀館で火葬し、朝の 8 時から 10 時までの時間帯に埋葬儀式を行うことは、今現在に地元の習俗として内面化されている。

(2) 紙製の供物の転換プロセスと火葬待合室のパフォーマンス

前章において、現在の大殯儀式を通して故人に永別する意味が弱まってきていることを指摘している。⇒その変容の意義について、大殯儀式とその直後の火葬と関連づけて考察する必要がある。

- ・寧波市の「伝統的な」死者への供養儀式と葬儀において、紙製の供物を燃やすことは重要な構成要素である。

◎紙銭（寧波市方言で錫箔と称される）

◎死後三十五日目の供養儀式における「西方船」

⇒この転換プロセスから見れば、紙製の供物から灰燼になるという目に見える変化は、冥界に本物の金品を渡すプロセスと見なされる。この過程において、この世の物からあの世の物に転換させる不可欠の「火」は、現世と他界とを結びつける触媒として機能している。見えない他界と交渉するときに生じる灰燼には、その色・形として冥界にいる故人の跡が現れる。

- ・このような紙製の供物は、現在、火葬の直前に副葬品としてよく使われる。

Ex. 遺体の傍らや上部に紙製の供物（故人の痛みを止めるための「火化経」、他界への旅費として紙銭、「西方船」）が飾られたことがしばしば見られる。

⇒私営の葬儀業者は、紙製供物の転換プロセスをたどり、供物に関する儀式的行為の再編によって、供物を冥界へ届ける手段として火葬の意味を創り出していると考えられる。そこでは、火葬の火とは物理的な存在ではなく、現世のものを冥界のものに変換する触媒として機能している。

⇒現在の大殯儀式において故人と永別するという意味は弱まってきており、前述のような転換プロセスの回路が成立すれば、今の葬儀業者は供物に関する儀式的行為を通じて、火葬という遺体処理を「死者が現世からあの世へ行く」と意味づけようとしているのではないだろうか。

- ・火葬時間の 20～40 分前に遺体を火葬待合室に移す。私営の葬儀業者は火葬の直前に、火葬待合室で遺族に対して故人へ最後の別れを告げるよう指示し、遺族に故人の遺体へ向かって 3 回お辞儀をさせ、そして、遺族を連れて遺体をめぐって 3 回まわる。
- ・従業員が火葬待合室へ入って、遺体を火葬待合室から運び出す時に、女性遺族が泣きながら遺体を象徴的に奪うことはよく見られる。

⇒「伝統的な葬儀」である大殯儀式において、密閉納棺の後、儀式的な哭き、棺をめぐって 3 回回る儀式的な行為が見られる [汪 2009i:96-97]。これらの行動は情動表現だけでなく、密閉納棺をめぐり儀式的行為を土台として、新たに創出された儀式的行為と考えられるべきである。

サービス組織である。

森山の観点から見れば、「文化資源」という用語を用いようとする際、「①誰が、②誰の文化を、③誰の文化として（あるいは誰の文化へと）、④誰を目掛けて『資源化』するのか」という、「四重の問いのそれぞれの『誰』に、自他のいずれかを当てはめることで、『資源化』という事態における行為者間のさまざまな関係が明らかにされる」[森山 2007:86]。

「①誰が」に該当する葬儀業者は、「資源化」を行う主体に相当する部分で、「④誰を目掛けて」に該当する遺族らである。筆者の調査によれば、地元出身の葬儀業者は、農村部と都市部両方の葬儀でも関与し、「伝統の継承者」として自分を位置づけており、彼らにとって「殯葬礼儀人員」は「他者」に当てはめられる。「殯葬礼儀人員」は自分が「他者」と自覚している一方で、新式葬儀を推進しながら、儀式の「真正性」を高めるために「伝統的な儀式」の要素を儀式に組み入れ、その解釈は霊的要素を忌避し、現代社会に合致する価値観に意味づける。顧客としての遺族らは両者とも「自分」の知識の提供者と扱い、一連の葬儀サービスとその意味づけを寧波市の真正性のある「寧波市の葬儀」として受け入れ、内面化されている。このプロセスもある程度地元出身の葬儀業者に影響を与え、農村部の葬儀のやり方及び「伝統的な葬儀」の要素の意味づけに変化を及ぼす。

これまでの先行研究において、都市部における葬儀の動態は、地域の文脈と全く異なる文脈に置かれていることが多い。ただし、「殯葬礼儀人員」、地元出身の葬儀業者、遺族それぞれによる自他の理解は異なっており、かつお互いに影響を及ぼし合っている。そのため、単純に農村部を地域社会の文化の内部と理解することには限界があることが明らかになった。

つまり、現在における「地域伝統」の文脈の外部と内部の境は曖昧で、相対的に捉えることが重要である。今日の行政・市場と深く関わっている民俗の「連続性」を村落の枠組みのみで静態的に捉えるより、むしろ、このような「連続性」をもっと広い範囲での動的な過程と把握するべきであると考えられた。

【九、主要参考文献】

日本語（五十音順）

- 何彬 2006 「都市における死者儀礼の今昔 —北京市の事例から見えるもの—」『民俗文化研究』7
- 川口幸大 2013 『東南中国における伝統のポリティクス —珠江デルタ村落社会の死者儀礼・神祇祭祀・宗族組織—』風響社
- 田中大介 2017 『葬儀業のエスノグラフィ』東京大学出版社
- 田村和彦 2006 「中国の葬儀改革にみる連続と変容--地方都市における公墓政策の受容を例として」『中国 21』25
- 田村和彦 2009 「現代中国の葬儀--「殯儀館」を中心に」『アジア遊学』124
- 田村和彦 2010a 「ふたつのタイプの葬送儀礼からみた、現代中国における「死」の位置づけに関する報告--陝西省中部地域における都市部と農村部の葬儀を事例として」『七隈史学』12
- 田村和彦 2010b 「現代中国における墓碑の普及と「孝子」たち」小長谷有紀ほか編『中国における社会主義的近代化 宗教・消費・エスニシティ』勉誠出版
- 田村和彦 2014 「近現代中国における「正しい」葬儀の形成と揺らぎ —二つの「聖なる天蓋」とその後の展開—」『中国 21』41
- 田村和彦 2015 「中国における火葬装置、技術の普及と労働現場の人類学」韓敏編『中国社会における文化変容の諸相：グローバル化の視点から』風響社

- 長谷千代子 2002 「中国における近代の表象と日常の実践 —徳宏タイ族の葬送習俗改革をめぐる—」『民族学研究』
- ブルデュー、ピエール 2001 『実践感覚 2』今村仁司ほか訳、みすず書房
- ヘネップ、ファン 2012 『通過儀礼』綾部恒雄ほか訳、岩波書店
- ホワイト、マーティン 1994 「中華人民共和国における死」『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社
- マリノフスキー、ブロニスロウ 1958 『文化の科学的理論』姫岡勤、上子武次共譯、岩波書店
- 森山工 2007 「文化資源 使用法 植民地マダガスカルにおける「文化」の「資源化」 山下晋司編『資源人類学 02 資源化する文化』東京外国語大学アジアアフリカ言語文化研究所
- 山田慎也 2007 『現代日本の死と葬儀: 葬祭業の展開と死生観の変容』東京大学出版会
- 和田健 2010 「民俗学は社会から何を見るのか? —場と個人をめぐる方法的態度—」『日本民俗学』262
- ワトソン、ジェイムズ 1994 「中国の葬儀の構造——基本の型・儀式の手順・実施の優位」『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社

英語（アルファベット順）

- Katz, P. R. (2007). *Orthopraxy and Heteropraxy beyond the State: Standardizing Ritual in Chinese Society, Modern China* 33:1.
- Peng, M. (2008). *Shared Practice, Esoteric Knowledge, and Bai: Envisioning the Yin World in Rural China*. Philadelphia: University of Pennsylvania.
- Sutton, D. S. (2007). *Ritual, Cultural Standardization, and Orthopraxy in China: Reconsidering James L. Watson's Ideas*, *Modern China* 33:1.

中国語（ピンイン順）

- 陳桂炳 2015 『泉州学概論』吉林大学出版社
- 陳懷楨 1934 『中国婚喪風俗之分析』燕京大学学部卒業論文
- 陳訓正ほか 2006 『鄞県通志・文献（影印本）』寧波出版社
- 郭於華 1992 『死的困擾与生的執着』中国人民大学出版社
- 漢語大字典編纂処編著 2018 『60000 詞現代漢語詞典』四川辭書出版社
- 何彬 1995 『江浙漢族喪葬文化』中央民族大学出版社
- 賀錡 1975 「甬俗喪礼俗記」『寧波習俗叢談』東方文化書局
- 胡樸安 2013 『中華全国風俗志』氣象出版社
- 繼明 1941 「中国喪礼源流考」『中国公論』5(6)
- 姜鈞主編 2012 『礼儀知識大全集』百花洲文芸出版社
- 科大衛、劉志偉 2008 「『標準化』還是『正統化』: 从民間信仰与礼儀看中国文化的大一統」『歷史人類学学刊』6
- 李芳芳 2017 『中原非物質文化遺產產業化的法律調控研究』吉林文史出版社
- 林耀華 2000a 『義序的宗族研究』生活・讀書・新知三聯書店
- 林耀華 2000b 『金翼』生活・讀書・新知三聯書店
- 羅梅君 2001 『北京的生育婚姻和喪儀——十九世紀至当代的民間文化和上層文化』王燕生ほか訳、中華書局出版
- 婁子匡 1932 「土葬風水源流考」『大陸雜誌』1(4)

婁子匡 1937 「風水与葬埋」『社会研究』1(3)

寧波市民政局 1996 『寧波市民政志』寧波市民政局出版

寧波市統計局 国家統計局寧波調查隊 2014 『寧波統計年鑑 2013』中国統計出版社

汪志銘主編 2009a 『甬上風物 北崙区・白峰鎮』寧波出版社

汪志銘主編 2009b 『甬上風物 北崙区・大碶街道』寧波出版社

汪志銘主編 2009c 『甬上風物 北崙区・小港街道』寧波出版社

汪志銘主編 2009d 『甬上風物 海曙区・白雲街道』寧波出版社

汪志銘主編 2009e 『甬上風物 海曙区・南門街道』寧波出版社

汪志銘主編 2009f 『甬上風物 鄞州区・洞橋鎮』寧波出版社

汪志銘主編 2009g 『甬上風物 鄞州区・五鄉鎮』寧波出版社

汪志銘主編 2009h 『甬上風物 鄞州区・鹹祥鎮』寧波出版社

汪志銘主編 2009i 『甬上風物 鄞州区・鐘公廟街道』寧波出版社

汪志銘主編 2010 『甬上風物 江北区・中馬街道』寧波出版社

王夫子 2013 『殯葬礼儀実務』湖南人民出版社

吳文藻 1998 「中国喪礼沿革」『二十世紀中国礼学研究論集』学苑出版社

許烺光 2001 『祖蔭下：中国郷村の親属・人格与社会流動』王芄ほか訳、南天書局

楊寬 1947 「紙冥器の起源」『文物周刊』1-40

楊樹達 2000 『漢代婚喪礼俗考』上海古籍出版社

張亮採 2013 『中国風俗史』中国人民大学出版社

趙志国ほか共著 2016 『白事金典』河北人民出版社

浙江民俗学会 1986 『浙江風俗簡志』浙江人民出版社

【参考資料】

「伝統的な葬儀」	新式葬儀(追悼会など)
封建的で時代遅れである	現代的で平等である
僧侶、陰陽生などを招請し、風水と鬼神などの迷信に取り付かれる	僧侶などが関与しない 迷信から脱却される
儀礼的な哭き、血縁関係の遠近によって白装束を着る、身分に応じた葬儀のランク、長期にわたる重い喪を服す 厳しく家父長制家族の秩序と「虚礼」に従って祭祀を行う	すべての人が黒い紗の腕章をつける 形式だけの祭祀行為が取り除かれ、 真心をもって故人を追憶する
時間と金を無駄に使う	簡単で短い
長い時間での跪拝	3回お辞儀をする

参考資料 1 民国時期初期に現れた葬儀の対立構造

治喪委員会	死者の所属した単位から死者の職務に相応しい「治喪委員会」が一時的に構成され、葬儀の全般を請け負った。担当者は、訃報の発信、遺族への慰めから追悼会と遺体告別儀式の手配まで主な役割を担った [田村 2014:185]。
儀式の流れ	<p>①故人の名前+追悼会という形で黒い横幅に白い字を書き、会場に掛け、遺影を壁の中央にかけ、その周りに親友と同僚から送った花輪を飾る。儀式が開始される前に、粛々たる葬送曲を流す。会場の外に弔問記帳用の机を設ける。</p> <p>②参列者は白い花あるいは黒い紗の腕章を帯びる。遺族は会場の左側に弔客に向かって立つ。弔客が遺影に向かって会場の中央に立ち、その前列では親しい親友、治喪委員会の担当者が立つ。司会は会場の右側に立ち、遺族と弔客に向かって追悼会の開催を告げる。次に、治喪委員会の名簿、参列者の名前と職務を読み上げ、名前+贈り物+数という形で贈り物をした人の名簿を読む。</p> <p>③司会者の指示によって、葬送曲に合わせて、死者の遺体あるいは遺影に黙祷を捧げる。</p> <p>④司会者、故人の親友あるいは単位の代表者が悼辞を捧げる。</p> <p>⑤遺族の代表が故人の仕事の功績についての悼辞を捧げ、単位、親友への感謝を述べる。</p> <p>⑥遺影に対して3回お辞儀をする。</p> <p>⑦司会者が追悼会の終了を告げて、参列者が遺族と握手して慰問を表し、退場する。 [姜 2012:375-376]</p>

参考資料 2 追悼会の一般的な手順

註

儀礼の案内書によれば、遺体告別儀式の手順とは追悼会とほぼ同じで、一般人にとって区別がつかないが、遺体告別儀式の最後に弔客と遺族が順に遺体を拝見するという相違点がある [趙ほか 2016:77-78]

西暦	火葬数 ¹	死亡者数 ² (人)	火葬率	西暦	火葬数	死亡者数 (人)	火葬率
1954	38	/	/	1980	732	27989	2.6%
1955	74	24779	0.29%	1981	827	28557	2.90%
1956	72	/	/	1982	807	28258	2.86%
1957	33	/	/	1983	1139	30875	3.69%
1958	77	/	/	1984	1037	28114	3.69%
1959*	31	/	/	1985	1739	29483	5.90%
1960- 1965	2140	/	/	1986	3389	28738	11.79%
1966	937	/	/	1987	3734	30239	12.35%
1967	512	/	/	1988	4018	30171	13.32%
1968	456	/	/	1989	4093	30364	13.48%
1969	386	/	/	1990	4186	30670	13.65%
1970	545	24380	2.24%	1991	3954	29329	13.48%
1971	432	/	/	1992	4028	30573	13.18%
1972	517	/	/	1993	4093	29169	14.03%
1973	544	/	/	1994	4213	30050	14.02%
1974	500	/	/	1995	5428	32689	16.60%
1975	1432	27555	5.20%	1996	6635	30652	21.65%
1976	1795	26959	6.66%	1997	15574	31417	49.57%
1977	2156	28973	7.44%	1998	26220	32902	79.69%
1978	1718	26150	6.57%	1999	27275	31237	87.32%
1979	1149	27393	4.19%	2000	27939	33438	83.55%

参考資料 3 1954-2000 年の寧波市火葬率の変遷

*1959 年の火葬数は 1 月から 6 月までのデータのみ含める。

註

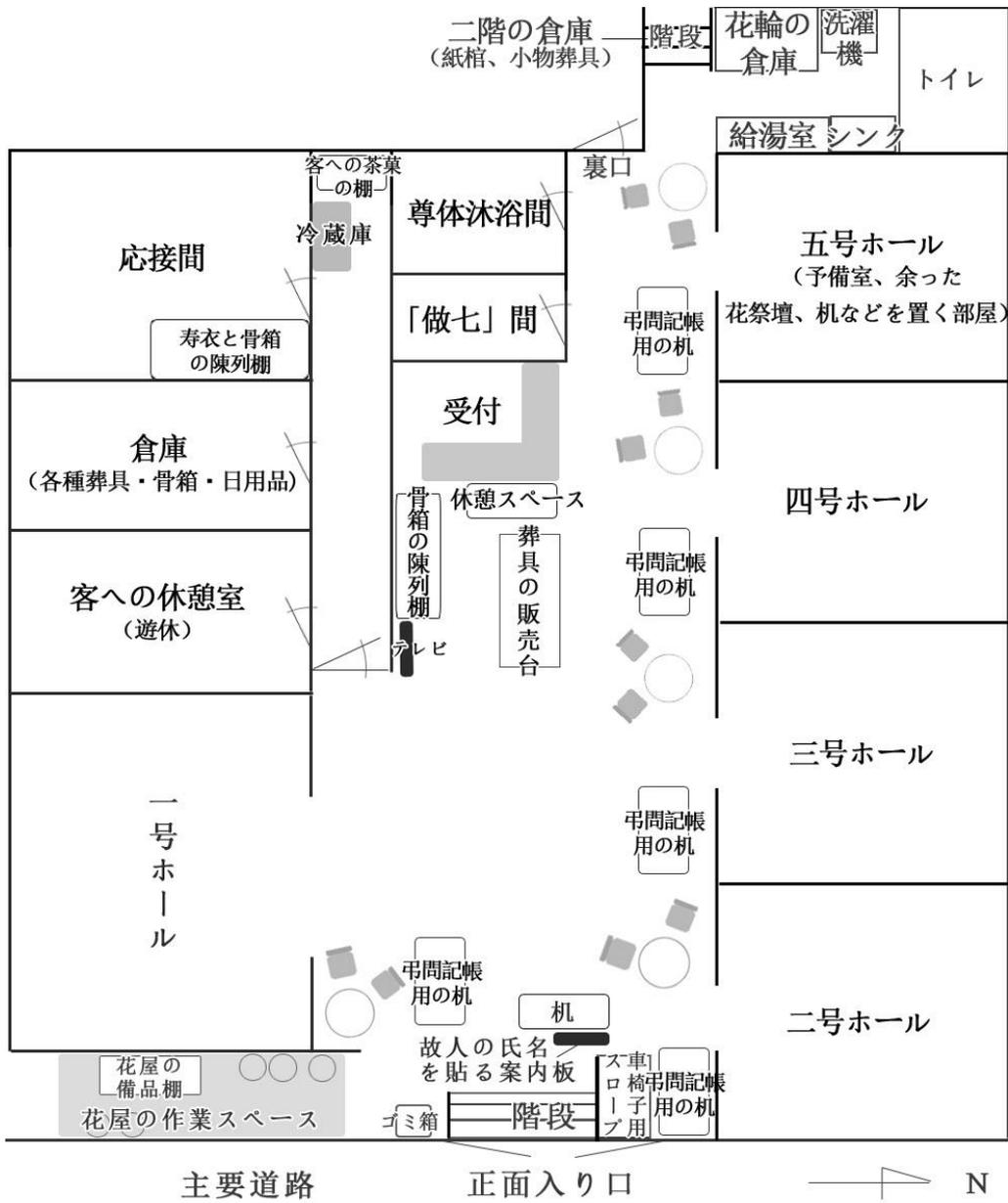
- 1954 年から 1994 年までの火葬数は『寧波市民政誌』によるデータを用いる [寧波市民政局 1996:384]。1995 年から 2000 年までの火葬数は、寧波市民政局による 1995 年から 2001 年までの年度統計図表 (内部資料) を参照する。死亡者数、火葬数は寧波市の住民に限らないため、火葬率の計算の精度を向上させる余地がある。
- 死亡者数 (都市部と農村部の両方を含める) は『寧波統計年鑑 2013』によるデータを用いる [寧波市統計局 国家統計局寧波調査隊 2014:273]。

プラン以外の項目	価格 ¹ (円)	プラン以内の項目	単品価格(円)	
寿衣(死に装束)	15000	遺体 SPA 儀式 ⁴	38080	プラン費用 462240
ホールの賃貸料 (三日間)	100000	遺体の運搬	8000	
貸切りバス (殯儀館、墓地へ)	16000	進庁儀式と 大殯儀式	18560	
信者集団の読経 『阿弥陀経』 + 『火化経』	42080	花祭壇の設え	173280	
楽隊の招請	12480	「霊堂」の設置	67200	
供物 (紙銭、花輪、花 籠、「重被」など)	20000	骨箱	128000	
遺体告別儀式	14080	「紙棺」	25280	
共同墓地墓穴費 ²	320000	遺影の製作	8640	
高級炉の火葬費 ³	21120	一部の供物 (羹飯など)	20480	
合計	560760			

参考資料 4 B 氏の葬儀の出費一覧

註

1. 人民元から日本円 1 元 : 16 円
2. B 氏は数年前に寿墳（生前に自分の墓を買うことによって逆に長寿になれる観念をもつ）を買ったため、墓地の費用は今現在寧波市の平均費用（80 万円ぐらい）より低い。
3. 普通炉の火葬は政策によって無料になっているが、毎日最初の火葬（「頭炉」と呼ばれる）は、骨灰が他の人の骨灰と交わらないと考えられていることから、希望する人が多いので、380 元（約 6000 円）を課す。また、寧波市殯儀館は人力を要する火葬施設「普通炉」のほか、完全自動の火葬施設「高級炉」3 台がある。「高級炉」は遠隔モニターから従業員の骨拾い作業を見ることが出来る利点があり、21120 円の利用料が生じる。普通の火葬炉の「頭炉」の予約が難しいため、B 氏のように高級炉の「頭炉」の予約をするケースも多い。
4. プラン価格によって、花壇の基礎的な様式、骨箱の選択肢、遺体 SPA 儀式で用いる化粧品、遺体告別儀式などが異なっている。



参考資料6 葬儀会館Lの間取り図

遺体告別儀式モデル	Y社の 礼儀入殮	Y社の 遺体告別儀式
人の生涯を顧みる	○/× 弔辞によって 調整できる	○/× 弔辞によって 調整できる
贈り物の名簿の 読み上げ	○	○/× 調整ができる
遺体へ黙祷を捧げる	○	○
(弔客) 弔辞を捧げる	×	○/× 調整ができる
(遺族代表者) 謝辞を捧げる	○/× 調整ができる	○/× 調整ができる
故人へ 3回お辞儀をする	○	○
弔客が順に遺体を 拝見し、遺族へ慰め る	×	○ 故人へ花を供える
×	×	近親者は菊を捧 げ、目を閉じて故 人の冥福を祈る
遺族が順に遺体を 拝見する	○ 故人へ花を供え る	○ 故人へ花を供える
×	遺体を紙棺に移 す	×

参考資料 7 Y社による遺体告別儀式の再編